

27年度 保育料のお知らせ

4月からの保育料（利用者負担額）をお知らせします。
 お問い合わせ 子どもサービス課 ☎21-3270

HP

1号認定の利用者負担額（満3歳以上で、幼稚園、認定こども園での教育を希望される場合）

お子さんが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園を利用する際の利用者負担額です。

※ 子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園では、これまでどおり、園が決定する利用者負担額を支払うこととなります。詳細は利用する私立幼稚園に直接ご確認ください。



（単位:円）

階層区分		月額の利用者負担額
1	生活保護・支援給付世帯	0
2	市民税非課税世帯・市民税が均等割のみ	3,000
3	市民税所得割額	77,100円以下 11,900
4		211,200円以下 16,300
5		211,201円以上 21,500

- ◎ 市民税算定対象年度の18歳以下の扶養児童数が3人以上の場合、年少扶養控除等を適用して階層を算定します。
- ◎ 同一世帯で、きょうだい幼稚園・小学校（3年生以下）・認可保育所などを同時に利用している場合、年齢の高い順に全額・半額・無料となります。
- ◎ ひとり親世帯、障がい児(者)のいる世帯は、月額の利用者負担額が第2階層で0円、第3階層で10,900円となります。
- ◎ 算定の対象となる市民税は、4月～8月は26年度分、9月～翌年3月は27年度分です。
- ◎ 住宅借入金等特別控除など、算定の対象外となる控除があります。

2号・3号認定の保育料（保育所、認定こども園での保育を希望される場合）

「保育の必要な事由」に該当し、保育所や認定こども園、地域型保育事業での保育を利用する場合の保育料です。

お子さんが満3歳以上の場合は2号認定、満3歳未満の場合は3号認定となります。

（単位:円）

階層区分		年齢(H27.3.31時点)	月額保育料(標準時間)			月額保育料(短時間)		
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護・支援給付世帯		0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
C 1	市民税が均等割のみ		7,800	5,300	5,300	7,600	5,100	5,100
C 2	市民税所得割額	24,300円未満	12,300	9,600	9,600	12,100	9,400	9,400
C 3		48,600円未満	16,700	13,900	13,900	16,400	13,600	13,600
D 1		53,100円未満	20,400	17,500	17,500	20,000	17,100	17,100
D 2		62,100円未満	21,800	19,000	19,000	21,400	18,600	18,600
D 3		80,600円未満	25,100	22,300	22,300	24,700	21,900	21,900
D 4		98,600円未満	28,500	25,600	25,600	28,100	25,200	25,200
D 5		116,600円未満	32,900	30,000	28,900	32,300	29,400	28,300
D 6		134,600円未満	36,400	33,500	31,500	35,800	32,900	30,900
D 7		158,200円未満	40,000	37,100	34,000	39,400	36,500	33,400
D 8		171,900円未満	43,600	40,600	36,600	43,000	40,000	36,000
D 9		294,900円未満	47,600	41,300		46,700	40,400	
D 10		366,900円未満	51,700	41,900		50,800	41,000	
D 11		416,400円未満	55,800	42,600		54,900	41,700	
D 12		456,600円未満	59,700			58,500		
D 13		491,700円未満	64,400			63,200		
D 14		523,800円未満	69,000			67,800		
D 15		556,800円未満	73,700			72,100		
D 16	589,800円未満	78,400	76,800					
D 17	589,800円以上	86,200	84,600					

- ◎ 市民税算定対象年度の18歳以下の扶養児童数が3人以上の場合、年少扶養控除等を適用して階層を算定します。
- ◎ 同一世帯で、きょうだいが認可保育所・幼稚園・認定こども園などを同時に利用している場合、年齢の高い順に全額・半額・無料となります。
- ◎ 階層区分がC3でひとり親世帯、障がい児(者)のいる世帯は、月額保育料が1,000円引きとなります。
- ◎ 算定の対象となる市民税は、4月～8月は26年度分、9月～翌年3月は27年度分です。
- ◎ 住宅借入金等特別控除など、算定の対象外となる控除があります。

